

第10次

田布施町

高齢者保健福祉計画

《第9期介護保険事業計画》

令和6年3月
山口県 田布施町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨..... 1
2. 計画の位置づけ・期間..... 2
3. 計画策定の方法..... 3
4. 日常生活圏域の設定..... 3

第2章 高齢者の現状と将来

1. 人口の推移と将来推計..... 4
2. 高齢者の世帯の状況..... 6
3. 認知症高齢者の推移..... 7
4. アンケート調査結果に見る高齢者を取り巻く現状と課題..... 8

第3章 施策の取組み

1. 計画の理念..... 18
2. 基本方針..... 18
3. 計画の体系..... 19

第4章 地域包括ケアシステムの構築

1. 自立支援・重度化防止の取組み..... 20
2. 支えあいの体制・生きがいつくり..... 20
3. 地域共生社会実現への取組み..... 21
4. 介護人材の確保・業務効率化の支援..... 21
5. 安心できる住まいの確保..... 21

第5章 地域支援事業（地域支援体制の充実）

1. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）..... 22
2. 包括的支援事業..... 24

第6章 高齢者保健福祉施策

1. 地域生活の支援..... 27
2. 安全・安心の暮らしづくり..... 30
3. 健康・生きがいつくり..... 31

第7章 第8期介護保険事業計画

1. 認定者数及びサービス利用者数の推計..... 33
2. 在宅サービスの見込み..... 35
3. 地域密着型サービスの見込み..... 39
4. 施設サービスの見込み..... 41
5. 介護保険事業の算定..... 42
6. 第1号被保険者の保険料の算定..... 44
7. 令和7年度（2025年度）及び令和22年度（2040年度）の推計..... 46

第8章 計画の推進体制

1. 庁内体制..... 47
2. 協働による取組み..... 47
3. 計画の点検..... 47

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

令和4年度版高齢社会白書によると、令和3年10月1日現在の我が国の総人口は1億2,550万人、65歳以上人口は3,621万人であり、高齢化率は28.9%となっています。高齢者のうち、前期高齢者（65歳～74歳）は1,754万人（14.0%）、後期高齢者（75歳以上）は1,867万人（14.9%）と、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回っています。国立社会保障・人口問題研究所による推計では、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には総人口は1億1,092万人に減少する一方、高齢者は3,920万人（35.3%）に増加し、現役世代（15～64歳）1.5人が1人の高齢者を支える時代が来ると推計されています。

本町では全国平均よりも早く少子高齢化が進行しており、令和4年3月末日の高齢化率は、37.4%、令和7年には38.4%、令和22年には44.0%に達すると想定されます。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加も見込まれており、介護サービス需要は、今後さらに増加・多様化すると見込まれ、現役世代が減少する中での介護する家族の負担の増加や介護離職への対応、認知症高齢者本人及びその家族への支援、在宅医療と介護の連携強化など様々な問題への対応が求められています。

町では、令和3年度～令和5年度を計画期間とする「第9次田布施町高齢者保健福祉計画（以下「第9次計画」という。）」により地域包括ケアシステムの深化・推進、及び地域の関係者間で協議を行いつつ、高齢者の自立支援・重度化防止取り組んできました。

「第10次田布施町高齢者保健福祉計画（以下「本計画」という）においても、第9次計画の理念を継承するとともに、自主的な健康づくりや地域の見守りの推進など地域活動や生きがいがいづくりによる「健康寿命の延伸」、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供を行う「地域共生社会の実現」にむけた基盤整備等、地域に根差した総合的な福祉の向上を図るための取組みを進めていきます。

2. 計画の位置づけ・期間

本計画は、高齢者の健康づくり・フレイル予防に関する内容も包含し、保健・福祉・医療などのサービスが一体的に提供されるための、高齢者保健福祉の総合的な計画として策定します。

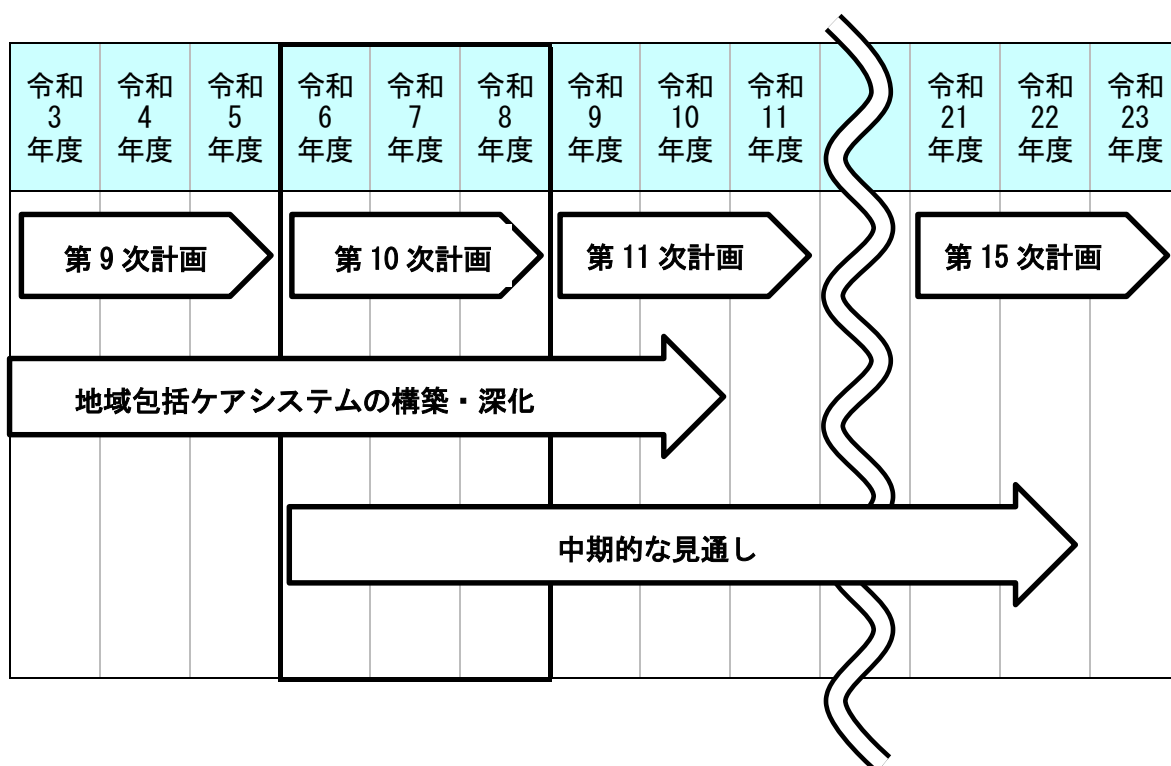
また、本町の最上位計画である「第6次田布施町総合計画」との整合性を図るとともに町の高齢者福祉・介護保険事業の分野別計画として、高齢者保健福祉施策の基本的方針を示すとともに、町が福祉施策を実施するうえで策定する他の計画と調和を図ります。

(1) 計画の位置づけ

本計画は、町の高齢者保健福祉施策及び介護保険事業運営に係る保険給付の円滑な実施などに関する基本的な計画として、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「介護保険事業計画（第9期）」を一体的に策定します。

(2) 計画の期間

令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）を目標年度とする3か年を計画の期間とします。介護保険料については、令和6年度から令和8年度までの3年間を通じて、均衡が保たれるように検討しています。あわせて、令和22年を見据えた対応を進めるための中期的な視点で計画を策定します。



3. 計画策定の方法

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施

○ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

町内に居住する 65 歳以上の人の日常生活の状況や健康状態等を把握するため実施しました。

○ 在宅介護実態調査

在宅での家族介護の頻度や介護者をする人の状況や不安等を把握するため実施しました。

区 分	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象者	町内に在住する 65 歳以上（要介護認定者を除く）の人	在宅で生活する要支援・要介護認定者
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送により実施	郵送により実施
調査期間	令和 5 年 6 月 11 日～7 月 31 日	令和 5 年 4 月 26 日～6 月 30 日
回収状況	発送数 1,000 回収数 717 回収率 71.7%	発送数 366 回収数 220 回収率 60.1 %

(2) 田布施町高齢者保健福祉推進会議による計画づくり

本計画の策定に当たり、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、町民代表が参画する田布施町高齢者保健福祉会議を開催し、幅広い視点から協議を重ねました。

また、保健・福祉担当課等関係機関との検討・調整を行いました。

4. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して定めることとされています。

国は、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供できる圏域として、中学校区を想定していることから、本町では町全体を一つの日常生活圏域として設定しています。

第2章 高齢者の現状と将来

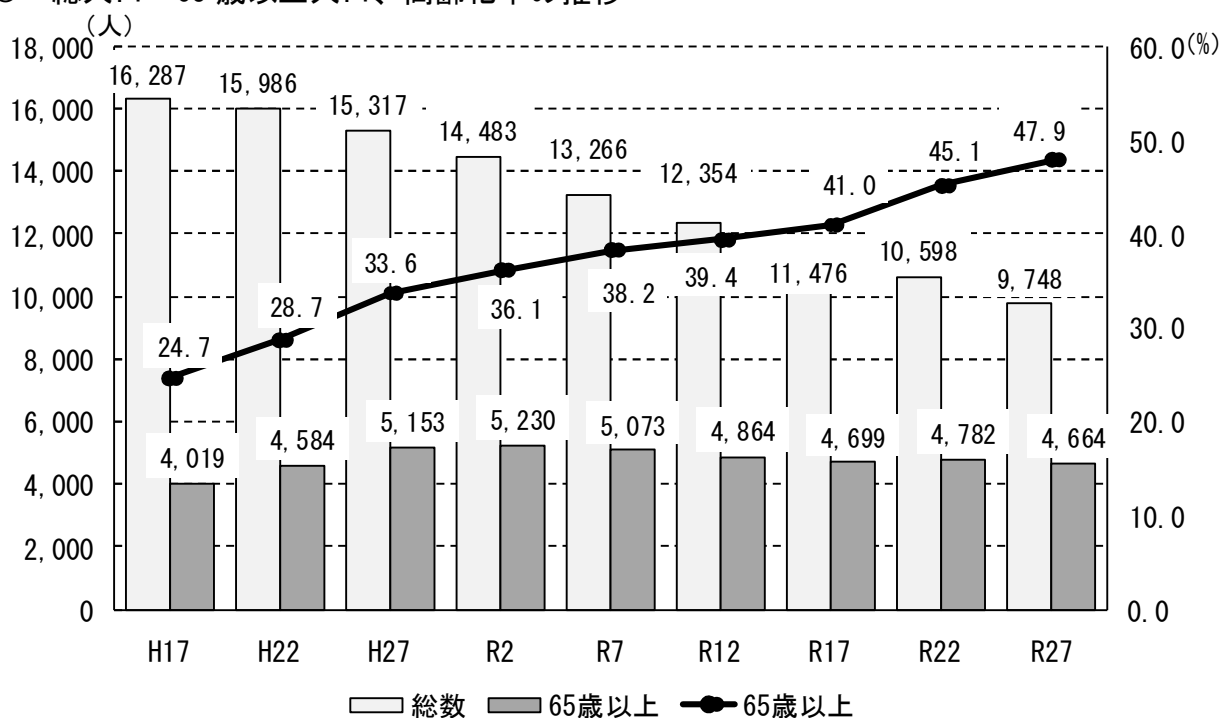
1. 人口の推移と将来推計

平成17年から令和2年までの国勢調査による人口推移では、本町の総人口は減少傾向ですが、65歳以上人口は増加傾向を示していました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、総人口の減少傾向は変わらないものの、65歳以上人口も令和7年をピークに減少し始めると推計されています。この65歳以上人口を、65～74歳、75～84歳、85歳以上の区分別に見ると、65～74歳は平成27年をピークに下降をはじめています。75～84歳の階層は令和7年にピークを迎え、85歳以上では令和17年(2035年)まで増加していくと推計されています。

なお、いわゆる団塊ジュニアが65歳以上となる令和22年には、若干高齢者数が増加すると見込まれており、高齢化率の伸びが大きくなっています。

◎ 総人口・65歳以上人口、高齢化率の推移



※ 令和2年度までは国勢調査の結果によるものであり、令和7年以降の数値は推計値。

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

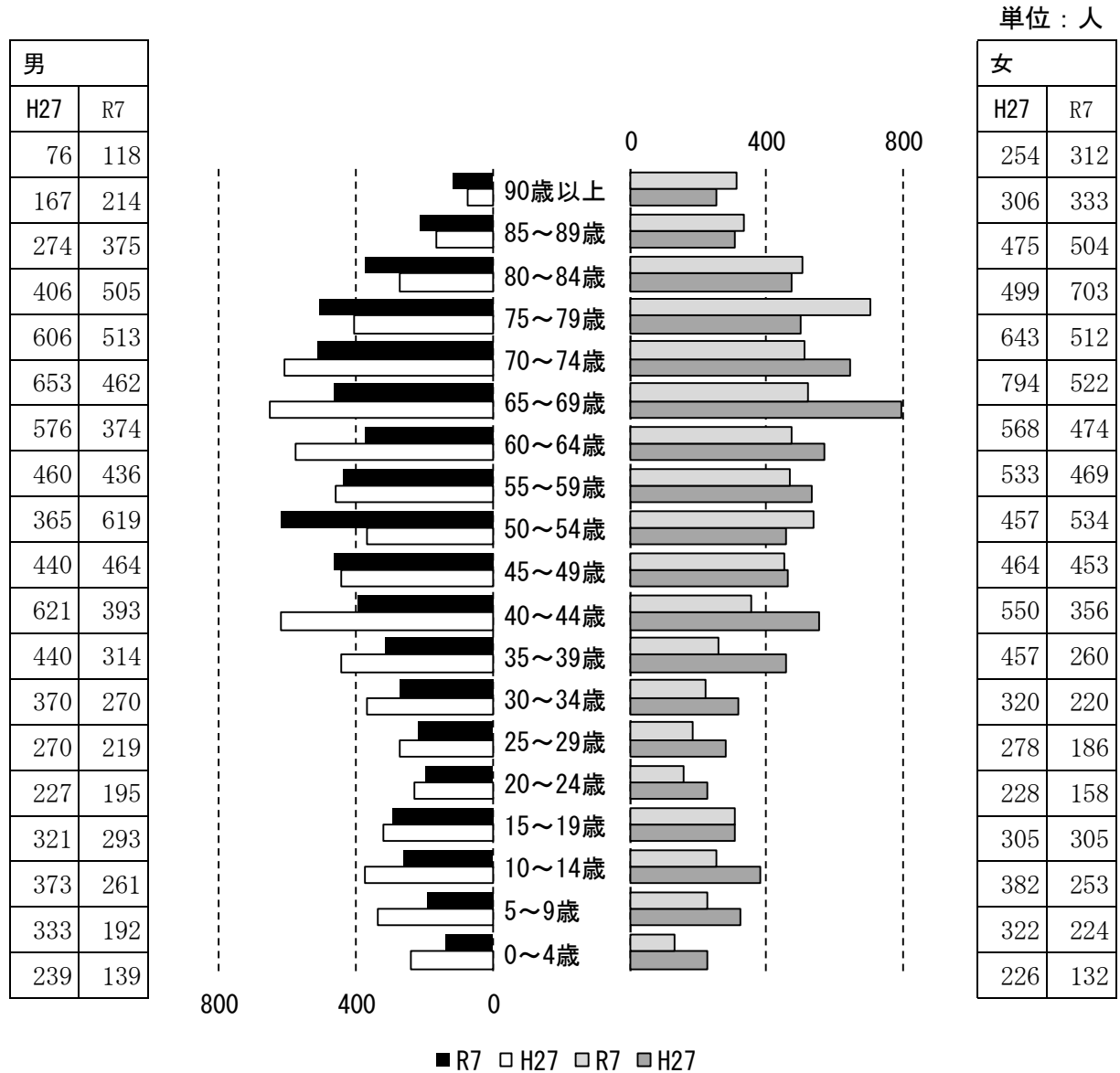
◎ 65歳以上人口の推移（推計）

単位：人

	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年
65～74歳	2,067	2,331	2,696	2,447	2,009	1,755	1,669	1,980	2,004
75～84歳	1,433	1,569	1,654	1,876	2,087	1,977	1,651	1,460	1,406
85歳以上	519	684	803	907	977	1,132	1,379	1,342	1,254
計	4,019	4,584	5,153	5,230	5,073	4,864	4,699	4,782	4,664

平成 27 年と令和 7 年の男女別・年齢階層別人口をみると、男性では、50～54 歳代、女性では 20～24 歳代及び 50～54 歳代を除き、74 歳以下の階層では減少傾向であり、75 歳以上の階層では増加していることから、高齢化率は今後も上昇していくと推計されます。

◎ 男女別・5 歳階級別人口ピラミッド

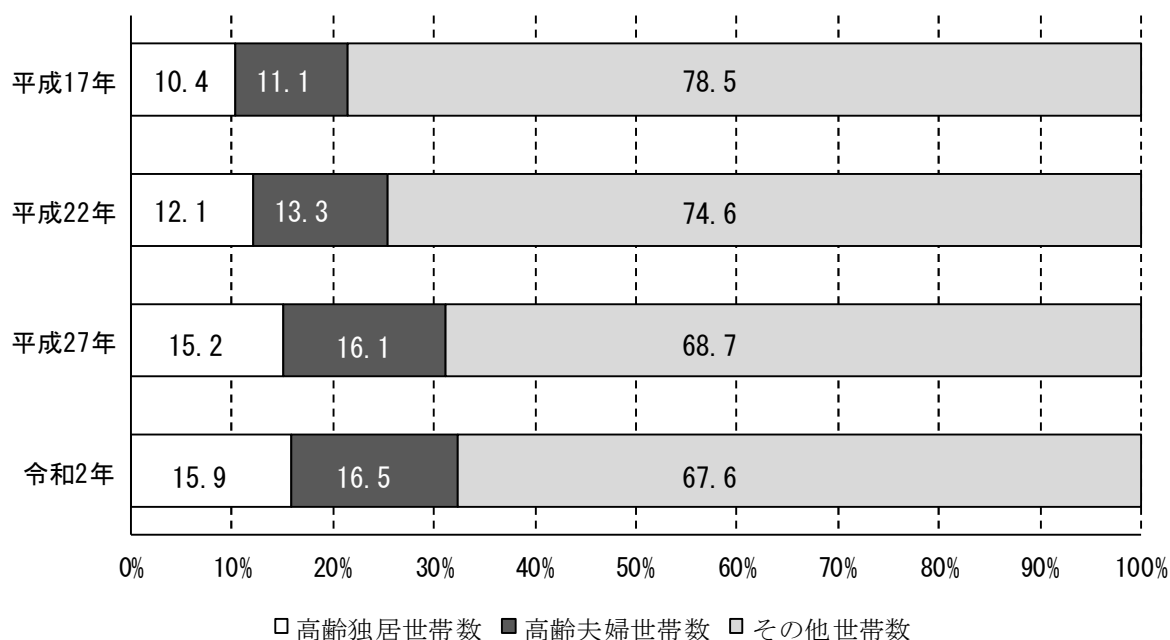


2. 高齢者の世帯の状況

平成17年では、高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯数は、1,296世帯（21.5%）でしたが、令和2年では1,916世帯（32.4%）まで上昇しています。

平成27年までは世帯数全体が増加していましたが、令和2年に初めて減少に転じました。その一方で高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯数は依然として増加を続けていることから、その数は割合以上に増加しています。

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢独居世帯数	625	739	931	941
高齢夫婦世帯数	671	812	985	978
高齢独居・夫婦世帯計	1,296	1,551	1,916	1,919
その他世帯数	4,732	4,564	4,215	4,009
計	6,028	6,115	6,131	5,928



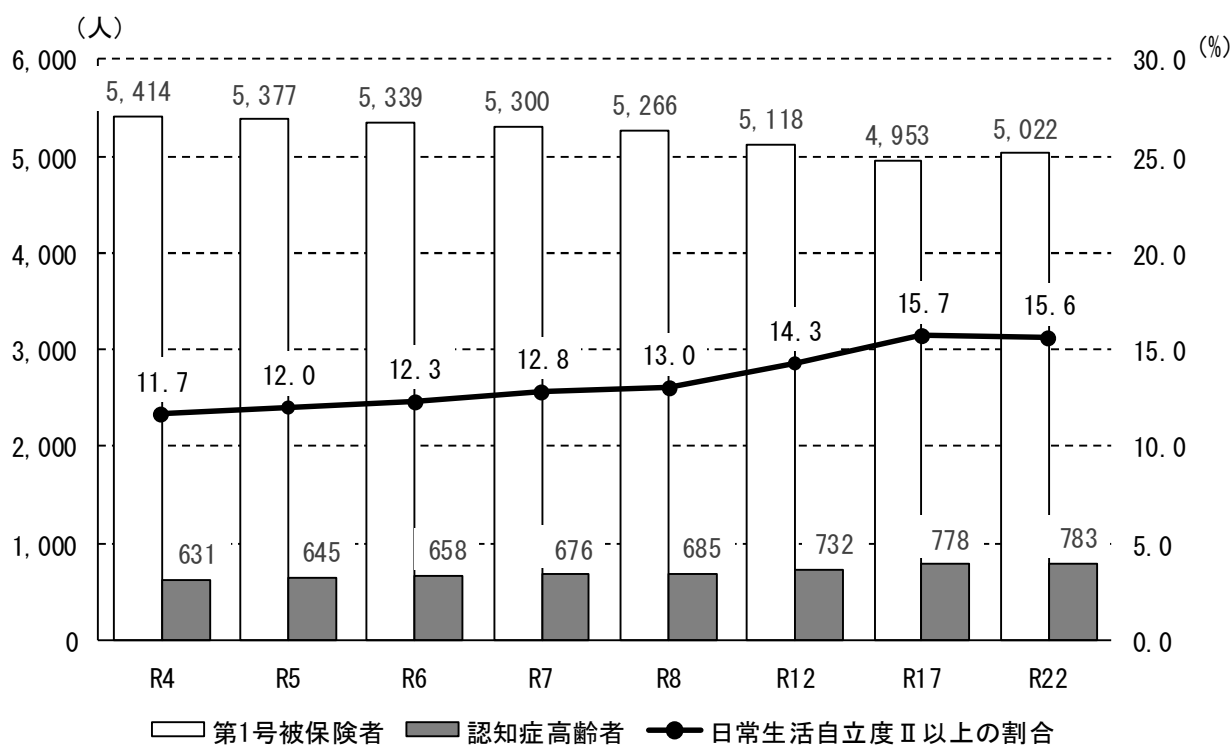
※ 小数点第2位四捨五入により、合計は必ずしも100%にならないことがある。

資料：国勢調査

3. 認知症高齢者の推移

認知症高齢者（「*認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の者）は、令和4年度末時点で631人です。今後、高齢者全体における後期高齢者の割合の増加に伴い、認知症高齢者も増加していくと予想されます。令和8年には685人、令和22年には783人まで増加すると見込まれます。

日常生活自立度Ⅱ以上の人の割合も、上昇していきますが、前期高齢者が増加する令和22年には、若干低下すると推計されます。



※ 「認知症高齢者の日常生活自立度」とは、認知症の状態を踏まえた日常生活の自立の程度を表すものです。介護保険の要介護認定では、認定調査及び主治医意見書でこの指標が用いられています。

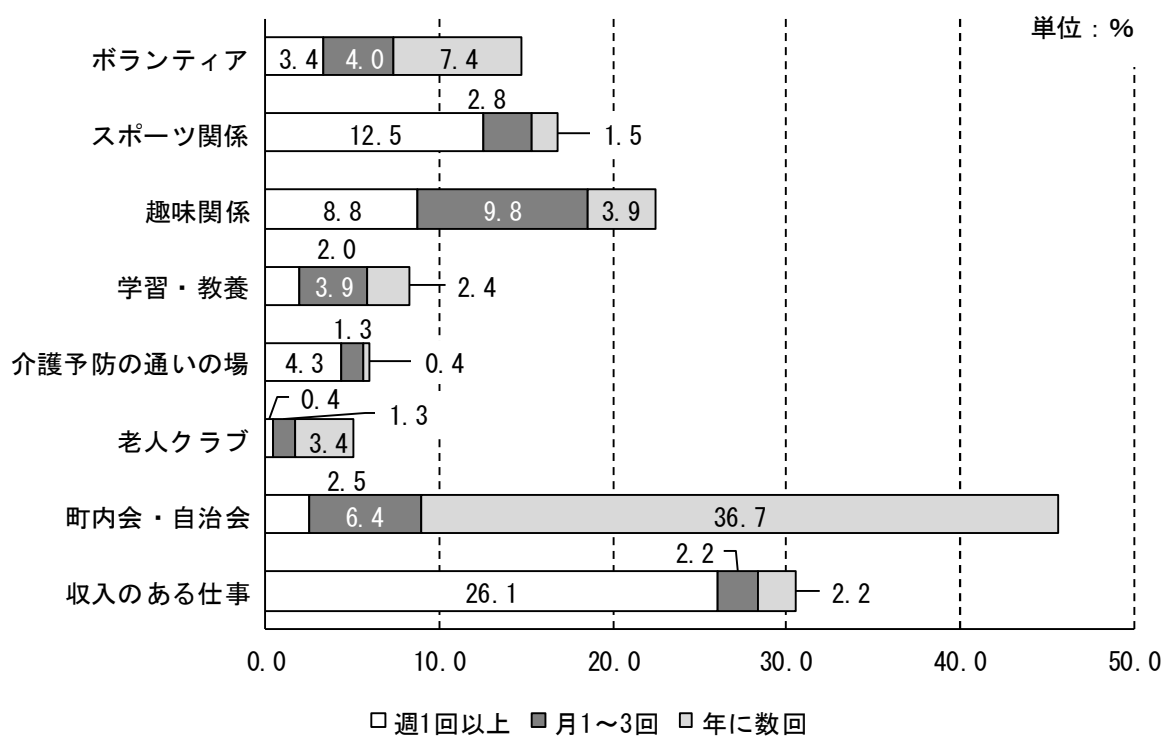
4. アンケート調査結果に見る高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 活動への社会参加

各種活動への参加率（年に数回以上の割合）をみると、『町内会・自治会』が45.6%と、最も多くなっています。次に、『収入のある仕事』が前回より大きく増え30.5%、『趣味関係のグループ』が27.7%、『スポーツ関係のグループやクラブ』が16.8%、『ボランティアのグループ』が14.8%となっています。

◎ 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

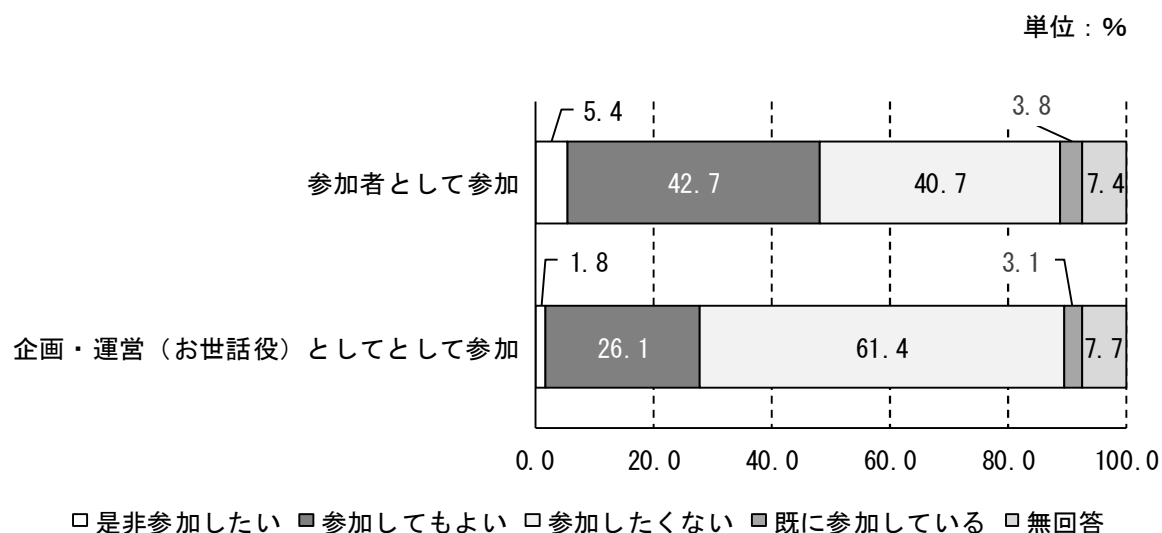


② 地域づくりへの参加意向

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進める活動への参加状況をみると、参加者としての参加意向としては、「是非参加したい」が5.4%、「参加してもよい」が42.7%、合計した参加率は48.1%でした。

企画・運営（お世話役）としての参加意向としては、「是非参加したい」が1.8%、「参加してもよい」が26.1%、合計した参加率は27.9%でした。

- ◎ 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか
- ◎ 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

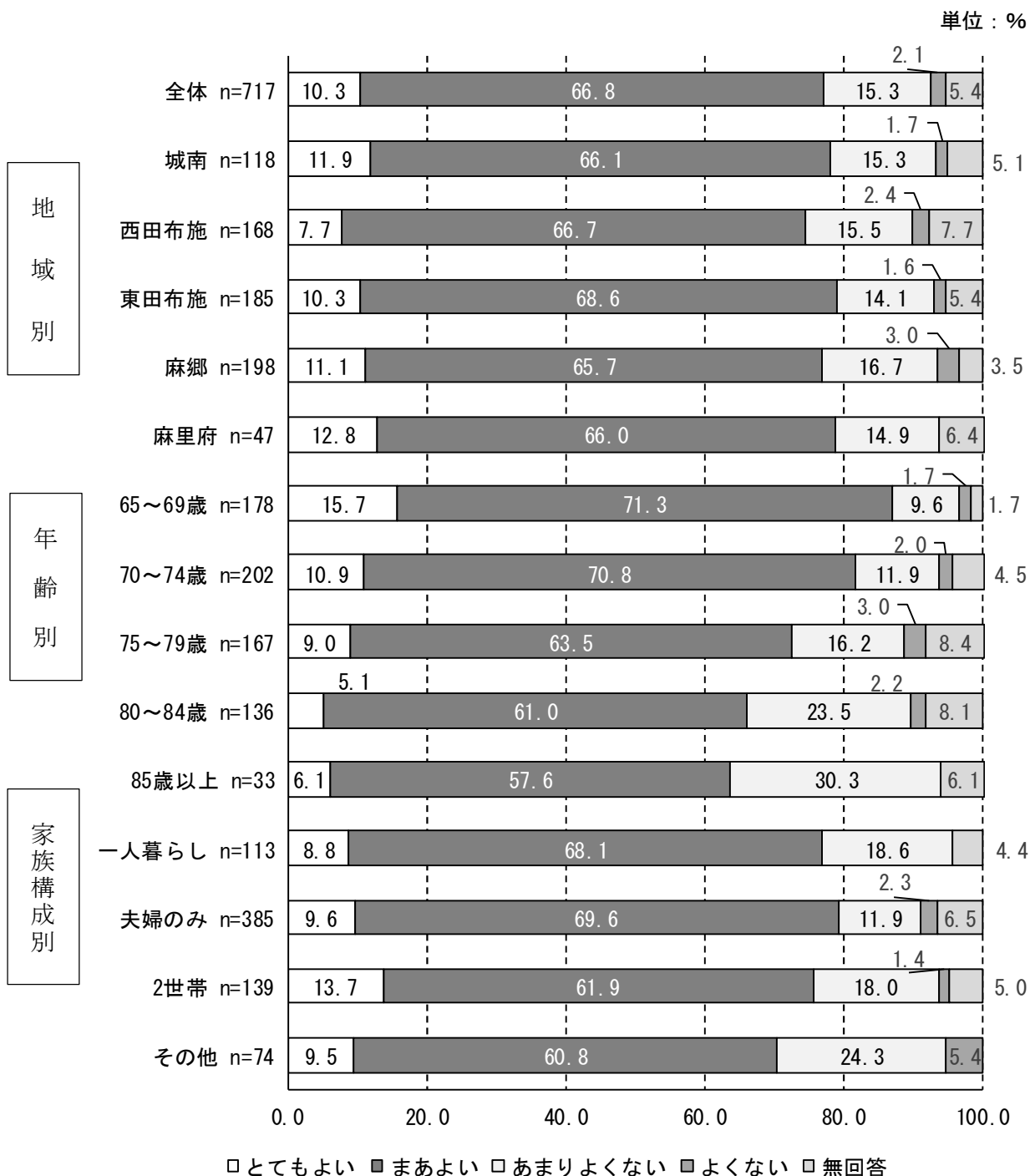


④ 主観的健康観

健康状態をみると、「とてもよい」が10.3%、「まあよい」が66.8%、合計した健康率は77.1%となっています。一方、不健康率も20.4%（「あまりよくない」15.3%+「よくない」2.1%）と少なくありません。

年齢別でみると、健康率は年齢区分があがるごとに下がっていき、85歳以上では63.7%まで下がっています。

◎ 現在のあなたの健康状態はいかがですか

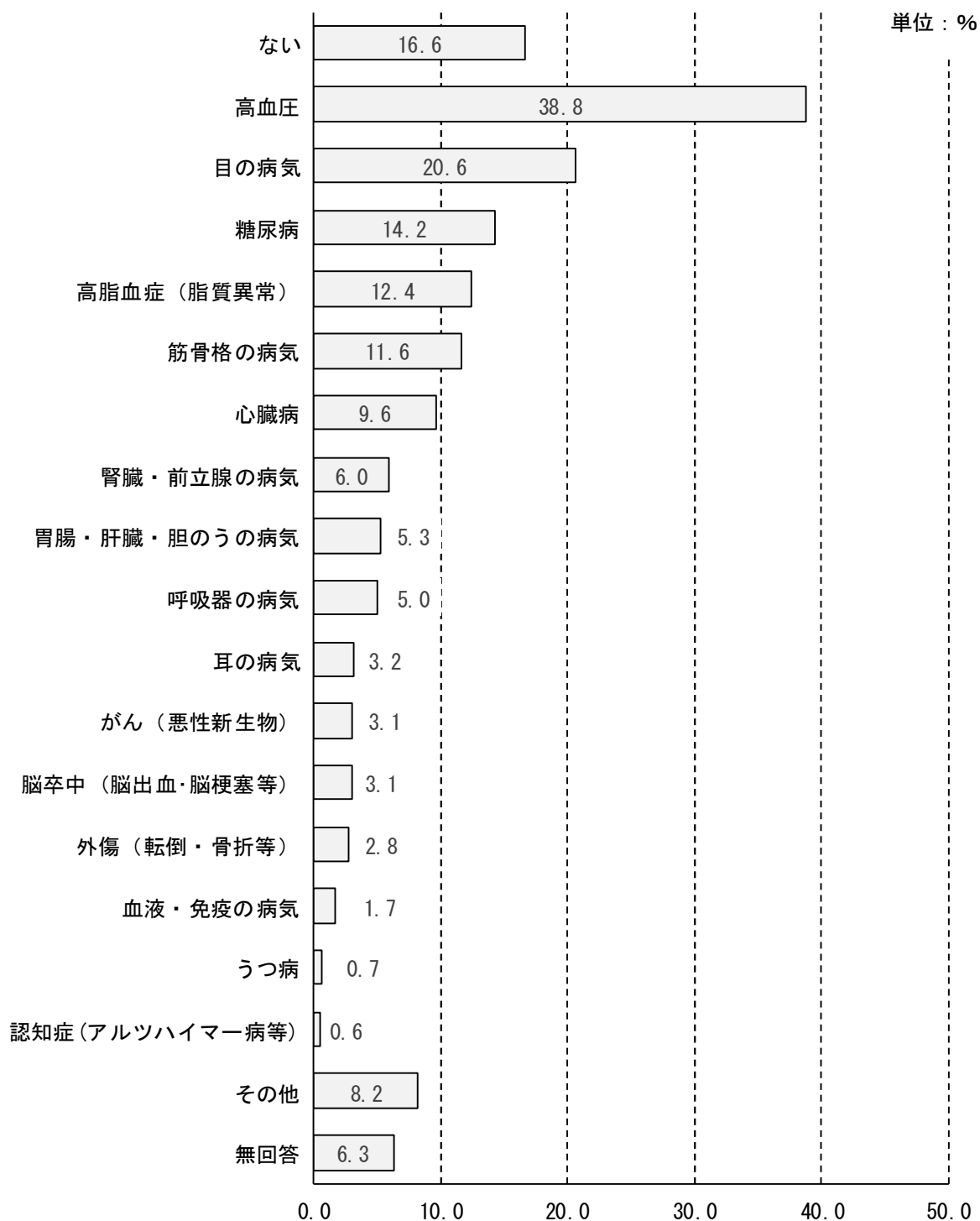


⑤ 現在治療中、または後遺症のある病気

現在治療中の病気、後遺症のある病気が「ない」は16.6%となっており、約8割の人が治療中または後遺症のある病気等があり、「高血圧」が38.8%、「目の病気」が20.6%、糖尿病が14.2%などとなっています。

その他の病気では、アレルギー性疾患やいわゆる「難病」などの回答があります。

◎ 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか

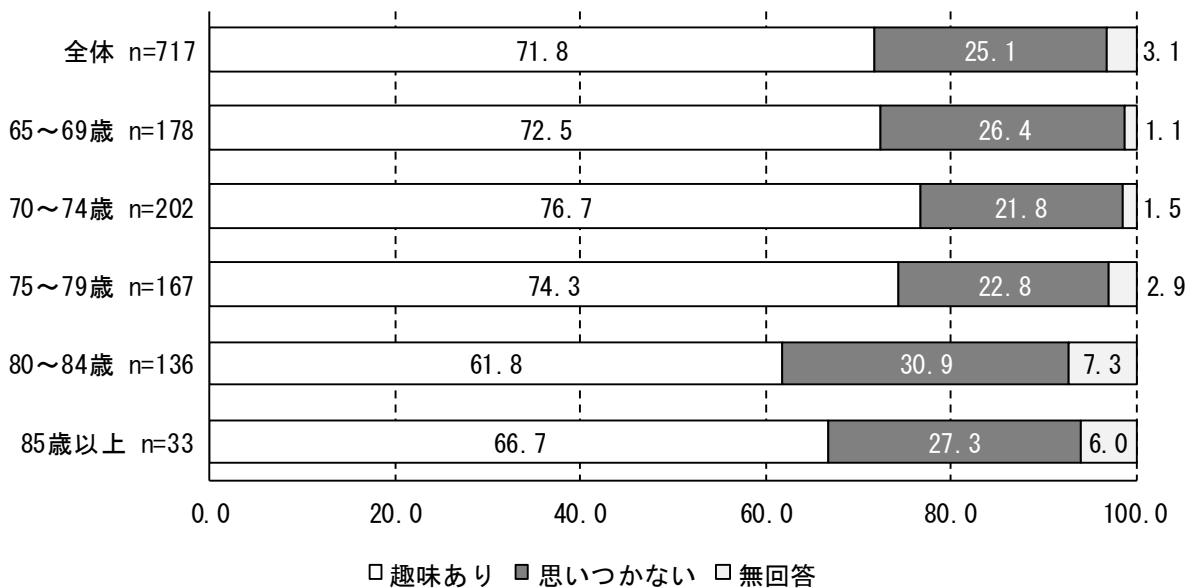


⑤ 趣味・生きがいについて

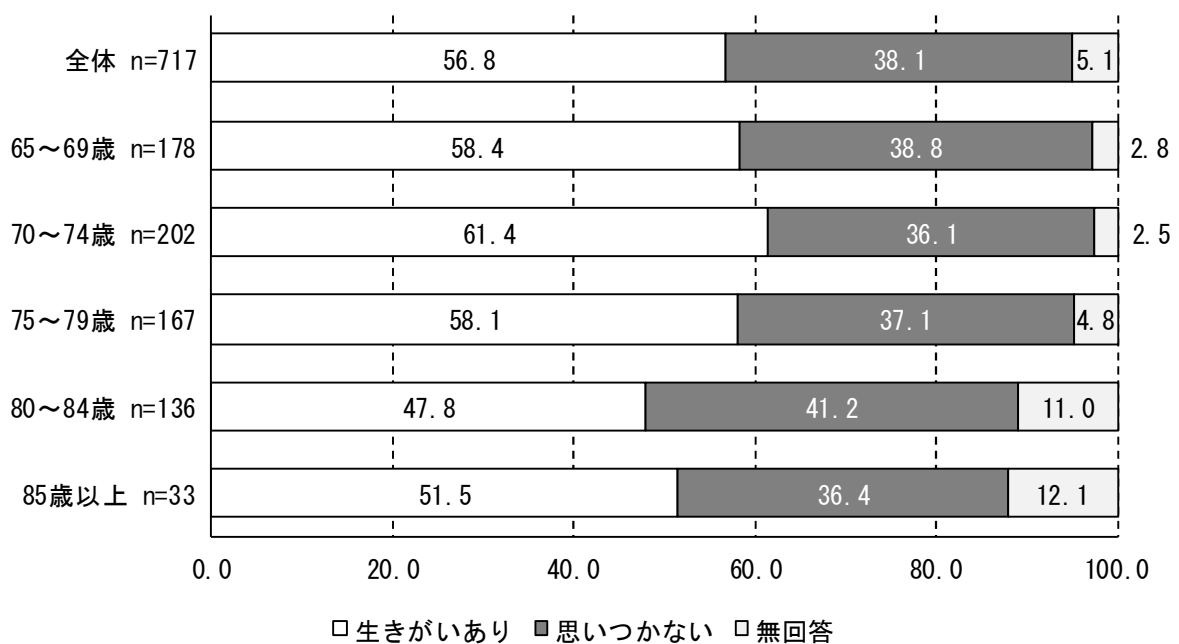
趣味については、全体では「趣味あり」が71.8%、「ない」が25.1%でした。年齢階層別にみると、80歳代以上で若干「趣味あり」の比率が下がっています。

生きがいについては、全体では「生きがいあり」が56.8%、「ない」が38.1%でした。年齢階層別にみても同様の傾向でした。

◎ 趣味はありますか



◎ 生きがいはありますか



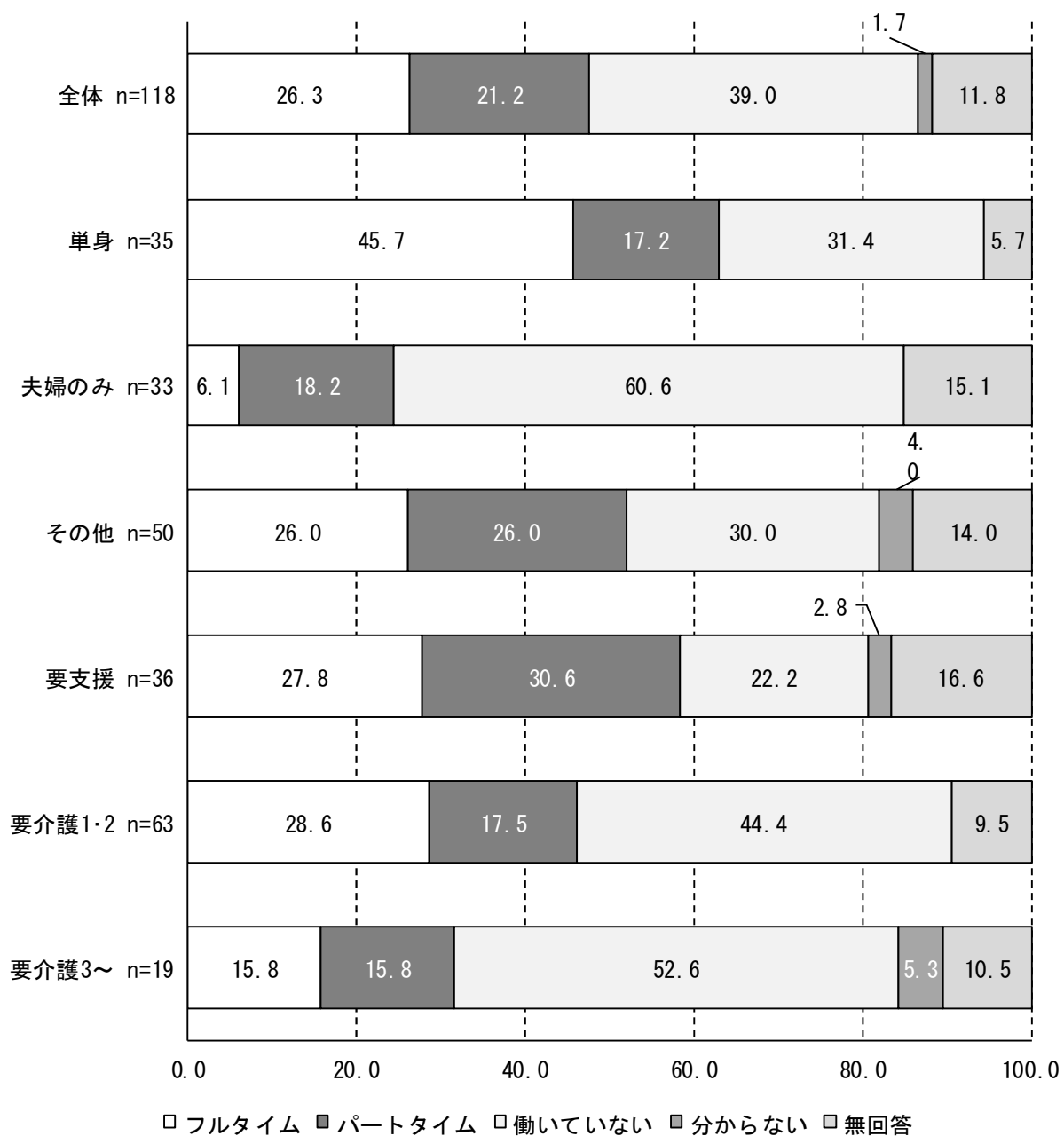
(2) 在宅介護実態調査

① 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態では、「働いていない」が39.0%、「フルタイムで働いている」が26.3%、「パートタイムで働いている」が21.2%でした。

要介護度別でみると、要介護度が上がるにつれ「働いていない」が多くなっています。

◎ 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください（1つを選択）

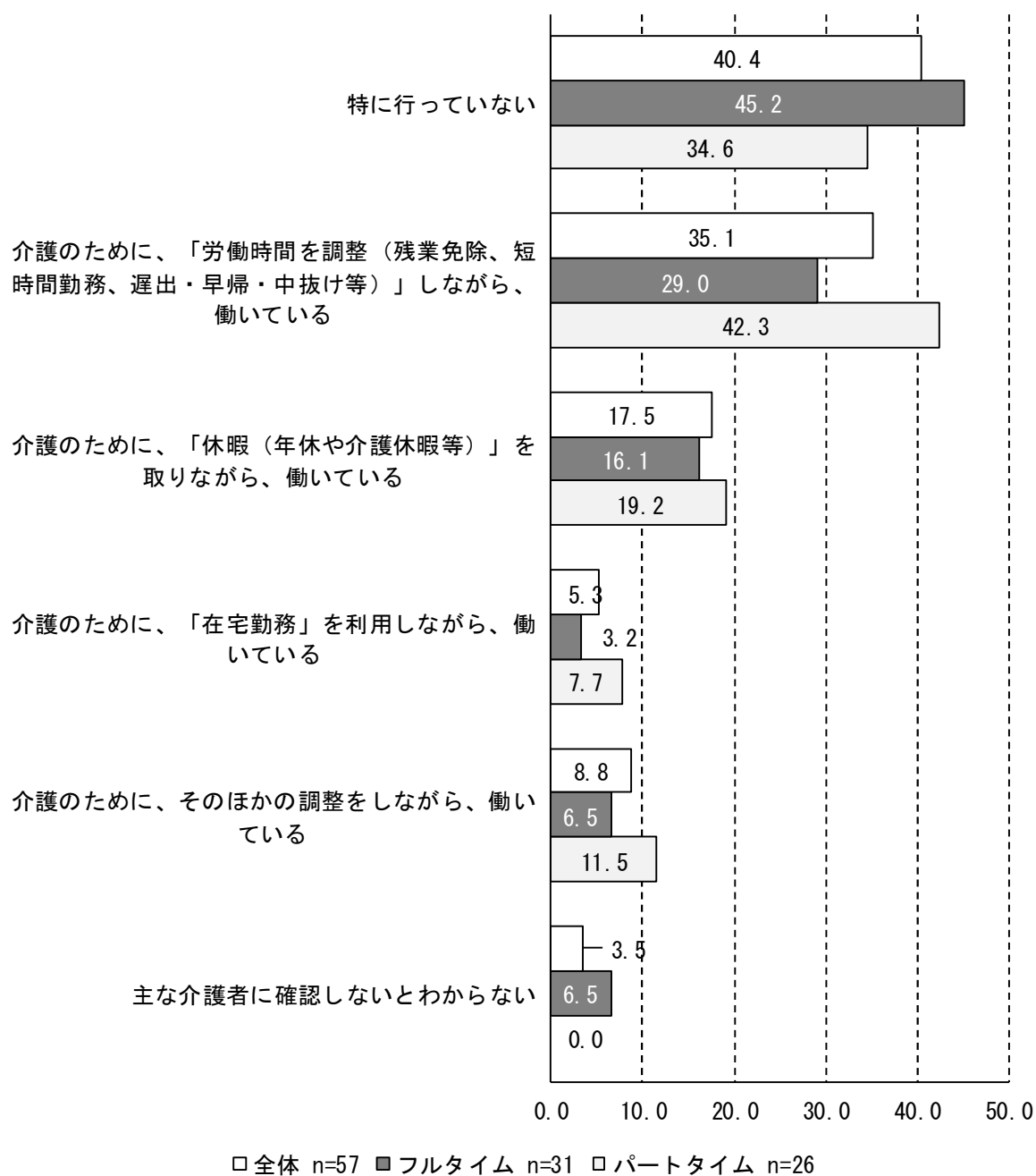


② 主な介護者の方の働き方の調整の状況

主な介護者の働き方の調整方法では「特に行っていない」が40.4%、「労働時間を調整しながら働いている」が35.1%、「休暇を取りながら働いている」が17.5%、「その他の調整をしながら働いている」が8.8%となっています。

勤務形態別では、フルタイムでは「特に行っていない」(45.2%)が最も多く、パートタイムでは「労働時間を調整しながら働いている」(42.3%)となっています。

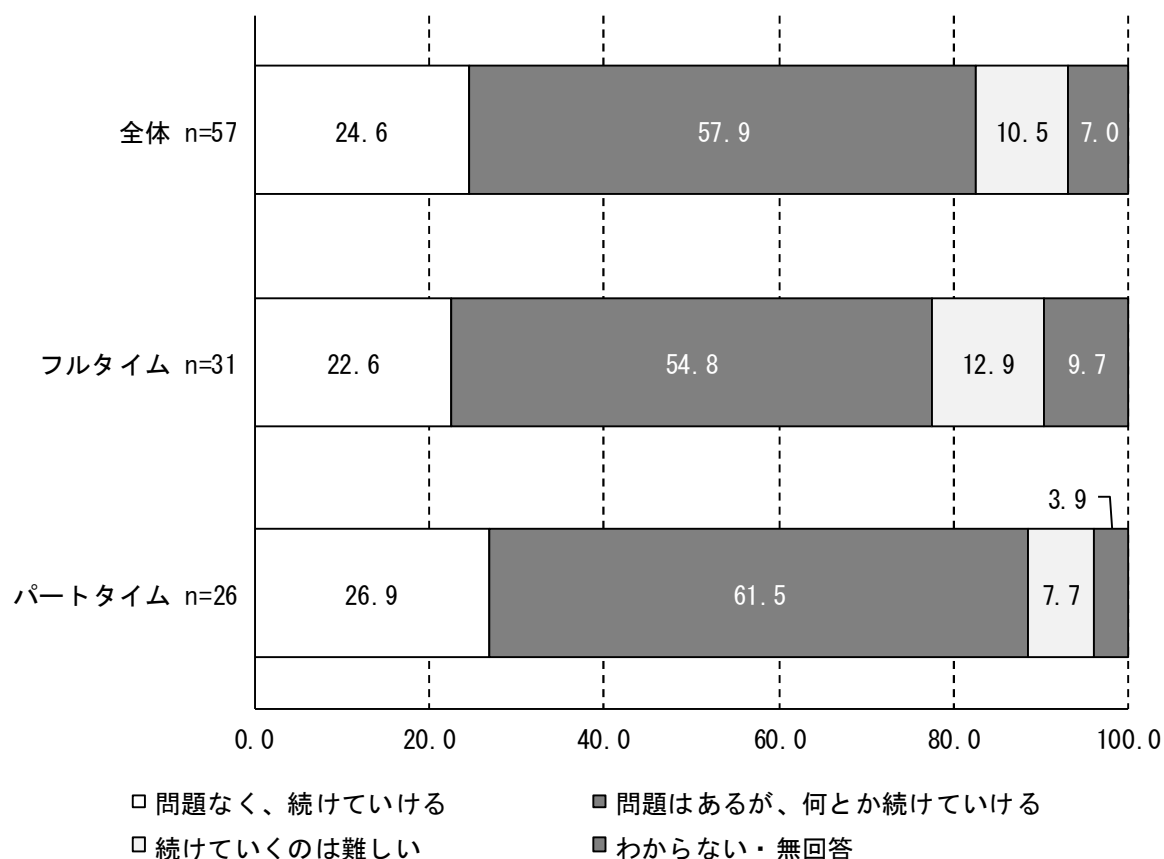
◎ 主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか(複数選択可)



③ 主な介護者の就労継続の可否に係る意識

主な介護者の就労継続の可否については、就労継続に肯定的な割合は82.5%（問題はあるが、何とか続けていける（57.9%）＋問題なく、続けていける（24.6%））となっており、「続けていくのは難しい」が10.5%となっています。勤務形態別による傾向の違いは見られませんでした。

◎ 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか（1つを選択）

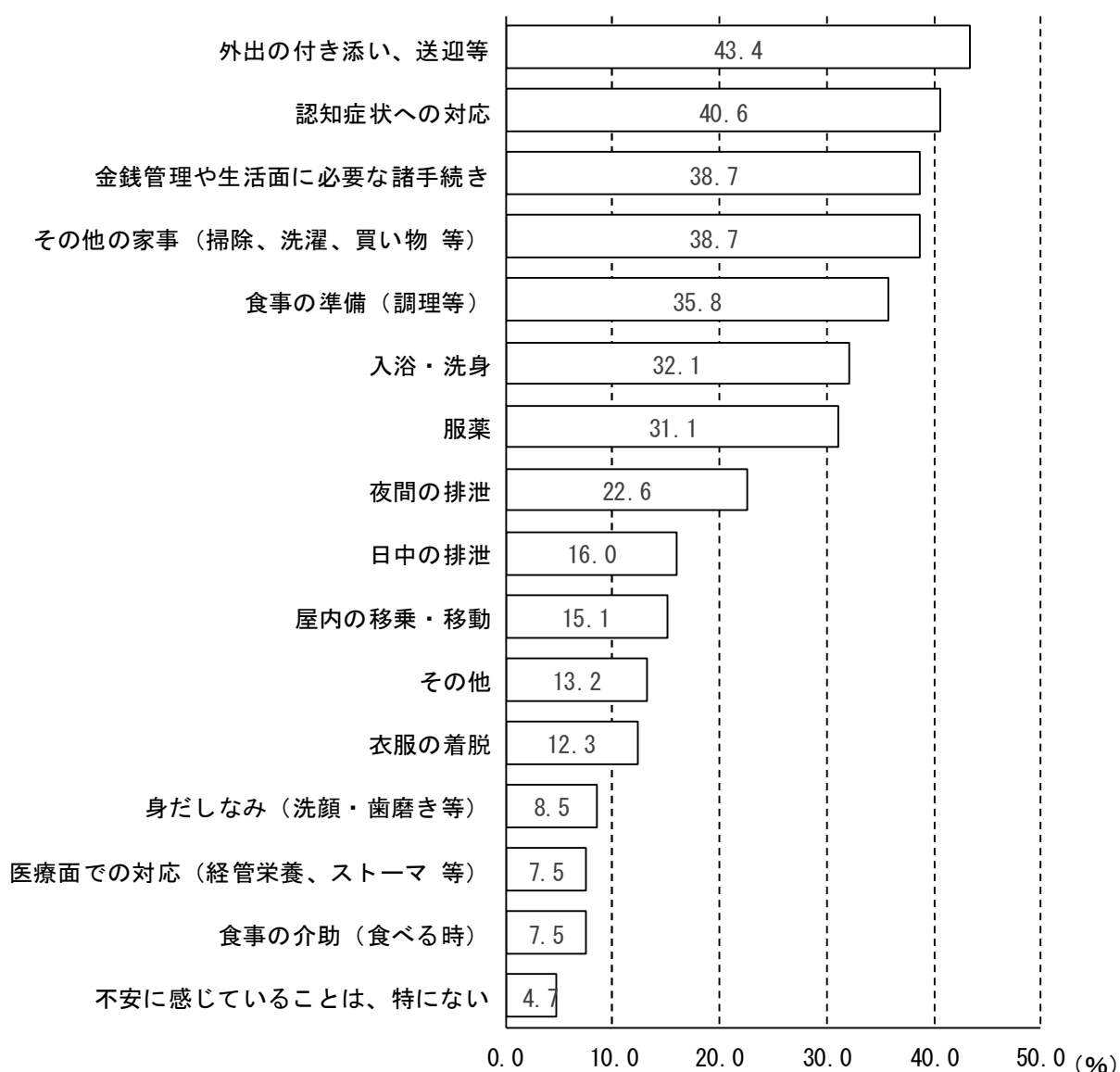


④ 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活を継続するにあたり、主な介護者が不安に感じる介護では、「外出の付き添い、送迎等（43.4%）」が最も多く、次いで「認知症状への対応（40.6%）」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き（38.7%）」と続いています。

前回調査と比べ、金銭管理や服薬管理、家事や食事の準備等、日常生活の支援に対する不安感が増大しています。

◎ 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）（3つまで選択可）



第3章 施策の取組み

1. 計画の理念

長い人生を意義あるものにするためには、住み慣れた地域で一人ひとりが尊厳を保ちながら生きがいを見出し、地域との交流を図りながら、いきいきとした生活をおくることが理想です。

今後、現役世代の減少と高齢化の進展が一層進む中で、地域で生活する高齢者一人ひとりが、自ら社会的な役割や生きがいを持ち、お互いに助け合いながら健康に暮らしていくことのできる地域づくりが重要になっていきます。

このようなことから、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

基本理念

ともに支えあい 安らぎのあるまち

2. 基本方針

長い人生を意義あるものにするためには、住み慣れた地域で一人ひとりが生きがいを見出し、地域との交流を図りながら、いきいきとした生活をおくることが理想です。

今後、高齢化が一層進む中で、地域で生活する高齢者一人ひとりが、自ら社会的な役割や生きがいを持ち、お互いに助け合いながら健康に暮らしていくことのできる地域づくりが重要になっていきます。

町の基本計画である「第6次田布施町総合計画」では、『健康で健やかなまちづくり』を保健・医療・福祉分野の基本目標として掲げています。

本計画ではこれを踏まえ、『地域包括ケアシステム』の構築・深化並びに地域共生社会の実現に向け、第8期計画から引き続いて介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業等の地域支援事業に積極的に取組み、様々な主体が提供する地域の活力ある資源を有効に活用しながら、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創りあげる地域づくりを進める計画とします。

高齢者保健福祉施策については、高齢者福祉サービスにより高齢者の生活を支えるとともに、有償ボランティアなどの生きがいづくりや、意欲のある高齢者の就労支援等の社会参加の促進により、魅力ある、かつ、活力のあるふるさとづくりを推進していきます。

基本目標 ともに支えあい 安らぎのあるまち

第4章 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現

1. 自立支援・重度化防止の取組み
2. 支えあいの体制・生きがいづくり
3. 地域共生社会実現への取組み
4. 介護人材の確保・業務効率化の支援
5. 安心できる住まいの確保

第5章 地域支援事業（地域支援体制の充実）

1. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）
2. 包括的支援事業・任意事業

第6章 高齢者保健福祉施策

1. 地域生活の支援
2. 安全・安心の暮らしづくり
3. 健康・生きがいづくり

第7章 第9期介護保険事業計画

1. 認定者数及びサービス利用者数の推計
2. 在宅サービスの見込み
3. 地域密着型サービスの見込み
4. 施設サービスの見込み
5. 介護保険事業費の算定
6. 第1号被保険者の保険料の算定
7. 令和22年度（2040年度）までの推計

第4章 地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現

介護保険事業計画は、第6期（平成27年～同29年）計画から「地域包括ケア計画」として位置づけられており、町でも高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制づくりを、段階的に進めてきました。

また、総人口・現役世代人口が減少する中で、全国的に高齢人口がピークを迎えると推計されている令和22年（2040年）を見据えて、介護サービス基盤を計画的に整備するとともに、「地域共生社会」の実現に向けた取組みを推進することが求められています。

本計画では、これまでの理念を堅持しながら地域包括ケアシステムの一層の推進に向けた取組みを進めていきます。

1. 自立支援・重度化防止の取組み

地域等で日常生活を営む高齢者が、健康で自らの望む生活を継続するためには、日頃からの自己管理が非常に重要です。町では、これまで住民主体の集いの場など地域での介護予防事業の展開を進めてきました。今後、保健と介護予防の一体的実施事業の展開や、様々な専門職の協力を得ながら日常生活におけるフレイル予防の活動を推進するなど高齢者の心身の状態に合わせたきめ細やかな支援を推進することにより、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる地域づくり及び健康寿命の更なる延伸を目指します。

また、高齢者が自立した日常生活を支援していくため、ケアプラン点検を通じて自立支援・重度化防止に係る町の方針等について、ケアマネージャーとの認識共有を進めていくとともに、「自立支援型地域ケア会議」を充実させ、多職種で高齢者の元気な日常生活を支える仕組みづくりを推進します。

2. 支えあいの体制・生きがいづくり

地域に暮らす高齢者は様々な生活支援ニーズを抱えており、そのニーズは、その高齢者が住む地域によって異なります。

これらの生活支援ニーズを把握し、その支援策やサービス提供を行う担い手の発掘等を行うため、地域の人々が協議する場（協議体）を各公民館単位で設置することとしており、令和5年度までに麻里布地区、城南地区、麻郷地区に設置しました。今後、西田布施地区及び東田布施地区でも順次設置に向けた取組みを推進します。

また、人生100年時代を見据え、就労意欲のある高齢者がこれまでの経験などを生かし、年齢に関係なく生涯現役で活躍していける社会を推進するため、このような人たちが活躍できる場の創設について、地域との協議を行いながら検討を進めていきます。

3. 地域共生社会実現への取組み

地域共生社会は、高齢者等の複合・複雑化する課題に対して、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側・支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会を目指すものです。

地域共生社会の実現に向けた高齢者支援の取組みとして、後述する在宅医療・介護連携推進事業での取組み、生活支援体制整備事業及び地域ケア会議での協議等を通じて、地域課題の発掘とその解決策の検討と共有、多様な職種との連携協働によるネットワークの構築に取組みます。

4. 介護人材の確保・生産性向上の支援

少子高齢化の進展により、介護分野の人材不足が続いています。このような中、国は「介護離職ゼロ」を実現する取組みを推進しており、介護人材の確保や業務の効率化の推進は喫緊の課題となっています。

保険者としてケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、介護職の魅力向上に資する啓発事業や、介護ロボット・ICTの活用等に関する支援に取組みます。

また、介護事業所が労働意欲のある高齢者を介護助手として活用する等の業務改善に対する支援や、高齢者が介護事業所へ支援を行った場合のボランティアポイント付与等についても検討を進めていきます。

5. 安心できる住まいの確保

高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、それぞれの生活のニーズにあった住まいの確保が必要です。町内には有料老人ホームが4施設（定員計82人）ありますが、高齢者は9割以上が持ち家に居住しており、早期の整備の必要性は少ないと判断しています。

しかしながら、高齢独居世帯及び高齢者のみ世帯の割合は年々増加していることから、高齢者の生活環境の変化に伴うニーズ等の把握に努め、適宜対応していきます。

また、自宅で安心して暮らし続けるため、介護保険の住宅改修により生活環境を整えていきます。

第5章 地域支援事業（地域支援体制の充実）

1. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

（1）介護予防・生活支援サービス事業

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業がスタートして以降、現行のサービスを維持しながら新たなサービスの創出に取り組んでいます。

また、生活支援体制整備事業の協議体から、庭の草刈りや庭木の伐採など住環境の改善を行うグループが立ち上がっています。

一方、短期集中型サービスは終了後の受け皿確保等が課題となり、利用者がいない状況です。

この改善を図るため、次期計画では以下の点を中心に取り組みを進めます。

今後の方針

- ① 訪問介護・通所介護相当サービス、訪問型・通所型サービスA（簡易な基準により民間事業者等が提供する生活援助サービス）

現状を維持しつつ、サービスAについては新規参入の促進を検討します。

- ② 訪問型サービスB（地域住民等が主体となって提供する生活援助サービス）

地域住民に対する啓発を引続き行いながら、町社会福祉協議会等と協議を進め、地域住民同士が互いに支えあう団体の増加に努めます。

◆訪問型サービス事業の見込み

区分	実績値（R5は見込値）			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問介護相当サービス（人）	41	46	42	46	46	46
訪問型サービスA（人）	0	0	0	1	1	1
訪問型サービスB（団体）	1	1	1	1	1	2

◆通所型サービス事業の見込み

区分	実績値（R5は見込値）			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
通所介護相当サービス（人）	94	99	102	102	103	105
通所型サービスA（人）	12	15	17	17	17	17

(2) 一般介護予防事業

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域活動の拠点である「通いの場」は大きな影響を受け、緊急事態宣言の発令後、「住民主体通いの場」は休止を余儀なくされました。本町でも、いきいき百歳体操を活用した体操教室の休止や、実施を予定していたフレイル予防講習会の中止など、影響を受けています。

これからの通いの場の運営は、感染症予防に注意しながら社会参加活動と健康危機管理をセットで考える必要があります。

住民主体の集いの場をさらに増やしていくために、いきいき百歳体操の体操教室については、体力アップや健康維持向上が、さらに効果的に行える場となるよう、理学療法士などのリハビリ専門職との協働を深めます。

高齢者等の閉じこもりを予防するため、集会所等を活用して地域の人々が気軽に集える場である「たぶせ茶屋」事業については、感染症対策に配慮しつつ、「健康マージャン」などの様々なツールを提供し、地域住民に対する積極的な普及・啓発活動を進めていきます。

◆住民主体集いの場の見込み

区分	実績値 (R5 は見込値)			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
いきいき百歳体操教室 (か所)	12	12	12	13	13	14
たぶせ茶屋事業 (か所)	1	2	3	4	4	5

2. 包括的支援事業・任意事業

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの3職種が連携・協働しながら、チームとして主に以下の4事業を実施しています。地域包括支援センターの運営は、社会福祉法人に委託しています。

① 総合相談支援事業

住民のさまざまな相談にきめ細かく対応し、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的な支援を行います。相談内容に応じて、地域ケア会議等を開催し、行政、町社会福祉協議会、医療機関、各種サービス事業所、町社会福祉協議会や民生委員等の地域関係者、各種ボランティア等の社会資源のサービス・支援が受けられるようにするなど、高齢者が地域でその人らしい生活を継続していくことができるよう支援します。

② 権利擁護事業

社会福祉士が中心となって、高齢者に対する虐待をはじめとした困難事例への対応や経済的な困難を抱えている人に対する成年後見制度、町社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業の周知・支援などの業務を実施します。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ケアマネージャーの資質向上のため、ケアプラン作成指導、事例検討会の実施、支援困難事例に対する具体的支援方法の検討や指導・助言などの支援を実施しています。

④ 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者及び事業対象者（基本チェックリストの判定により総合事業の対象とされた人）が要介護状態となることを予防するため、介護予防事業や介護サービス事業が適切に実施されるよう必要な支援を実施しています。

今後の方針

高齢者の増加や、高齢者が抱える課題の複雑・複合化により、上記4事業に係る相談・対応件数等は年々増加しています。地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握し、今後の運営体制のあり方について検討するとともに、地域共生社会の実現を進めていくため、他の福祉に関する関係機関との連携強化と協働の進め方等について、検討していきます。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者が、安心して住み慣れた地域で日常生活を継続することができるようにするため、地域における多職種の連携を推進するための研修会を継続して実施します。

また、新型コロナウイルス感染症などの感染症発生時や災害発生時に、関係者間で連携して適切な対応が取れるようにするため、対応マニュアルの整備等を検討していきます。

(3) 認知症総合支援事業

認知症となっても、住み慣れた地域等で安心して暮らし続けていけるよう、認知症サポーター養成講座を受講した人を中心とする地域住民が、専門職等と協力しながら認知症の人やその家族を支える支援体制づくり（チームオレンジ）を推進していきます。

また、認知症の発症リスク低減のため、一般介護予防事業等による運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加の促進による引きこもり予防など、他事業と連携して推進していきます。

そのほか、健常者と認知症の中間にあたる段階である「軽度認知障害（MCI）」について普及啓発を進めるとともに、認知症の進行を防ぎ、機能改善を図るための効果的な仕組みづくり（運動・認知トレ・社会交流）を推進します。

(4) 生活支援体制整備事業

第4章の「支えあいの体制・生きがいづくり」で記載したとおり、各地域での協議体の立ち上げを推進しています。すでに立ち上がっている麻里布・城南・麻郷地域の各協議体では、地域課題の発掘や担い手の養成、既存の地域資源の有効活用について協議を深化し、高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくための地域づくりを推進していきます。

西田布施・東田布施地域では、地域の関係者等と立ち上げについて協議を進め、地域活動に積極的な人など、人材の把握に努めます。

また、各協議体同士がそれぞれ手を取り合い、協力していく体制づくりを目指すとともに、民間事業者や関係団体との連携及び協働の強化についても推進していきます。

(5) 地域ケア会議

地域ケア会議については、介護支援専門員（ケアマネージャー）から提供される事例を題材に、高齢者の自立支援や個別の困難事例の解決を目指す「個別ケース会議」、個別ケース会議などから見出された地域課題を検討する「地域ケア会議」を実施しています。

地域ケア会議は、生活支援体制整備事業による協議体の議論とは別のアプローチにより見出されるものであることから、この会議の充実を図るとともに、協議体等との連携を推進していきます。

また、個別ケース会議については、検討結果を提出者にフィードバックするとともに、専門職から提案されるアプローチ方法等について、他の会議等を通じて浸透させ、ケアマネージャー等の介護サービスに関わる人々のボトムアップを図っていきます。

(6) 任意事業

高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるように、地域の実状に応じた支援を行います。

① 介護給付費適正化事業

介護（予防）給付について、サービスが適正に提供されているか、あるいは過剰に提供されていないかを検証し、介護保険制度の趣旨の徹底と良質な事業展開のための情報提供等を図ります。具体的には、別に定める「介護給付適正化実施計画」により実施していきます。

- 要介護認定の適正化
- ケアプランの点検
- 住宅改修の点検
- 介護給付情報の縦覧点検・医療情報との突合

② 成年後見制度利用支援事業

認知症や障がい等により、判断力が不十分で日常生活に支障のある人や家族から虐待を受けている人の財産や権利を守ります。成年後見制度の審判請求が必要と認められ、親族による申し立てが不可能な場合は、町長が審判請求を行い、手続きに関する費用の一部あるいは全てを町が負担します。成年後見制度利用者において、後見人への報酬支払いができない方に関しては、町が負担します。

身寄りがない人や複雑化・複合化した課題を抱え、親族等からの支援が得られにくい人は、今後も一定程度現れると考えられることから、民生委員や地域住民、介護事業者等への周知を進め、必要な人が適切に支援を受けられるよう支援します。

③ 認知症サポーター等養成事業

認知症について理解を深めてもらうため、認知症サポーター養成講座を地域住民や町内の事業所等で開催するとともに小・中学生の年代から認知症について正しく理解してもらうために学校と協力して養成講座を行っており、今後も継続して進めていきます。

第6章 高齢者保健福祉施策

1. 地域生活の支援

(1) 高齢者福祉タクシー利用助成

タクシーを利用しての通院、買い物など、高齢者の移動手段として在宅生活を支えるサービスです。75歳以上のひとり暮らし又は75歳以上のみの世帯で、自動車がなく、必要があると認められる方に年間最大48枚（日中独居となる人は年間最大24枚）の割引証を発行しています。

区分	実績値（R5は見込値）			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
交付者数（人）	338	436	455	480	500	500
利用実績（回）	9,504	9,954	10,200	10,560	11,250	11,250

(2) 買い物送迎サービス運営費補助事業

買い物送迎サービスは、65歳以上のひとり暮らし、または75歳以上のみの世帯等で、生活の移動手段を確保しなければ生活に大きな支障があると認められる方に自宅から町の中心部や駅までの送迎をするサービスです。町社会福祉協議会が実施しており、その運営費を町が補助しています。

令和5年度から送りの便を1便増加させたことにより、利用者が増加しています。

区分	実績値（R5は見込値）			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
登録者数（人）	138	176	215	238	264	293
延べ利用人数（人）	508	614	720	801	861	922

(3) 運転免許証自主返納支援事業

高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納した65歳以上の人に対して、免許返納時の1回に限り、買い物送迎サービスの利用券（10枚綴り）を支給しています。

区分	実績値（R5は見込値）			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
支給者数（人）	13	19	22	22	24	24

(4) 離島における介護サービス利用促進事業

離島に居住する要介護者等が介護サービスを利用するために負担する渡船運賃等を補助しています。令和5年度現在利用者はいません。

(5) 介護用品（紙おむつ等）の支給事業

要介護4又は5と認定された高齢者や、認知症で失禁状態が継続すると認められる高齢者等の家族介護者の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ又は尿とりパットを支給しています。

区分	実績値（R5は見込値）			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
支給者数（人）	39	43	60	60	60	60

(6) 配食サービス等事業（町社会福祉協議会）

栄養改善等が必要なひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等で、調理が困難な人に栄養バランスのとれた食事を定期的に配食するとともに、利用者の安否確認を行います。

区分	実績値（R5は見込値）			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数（人）	32	32	44	46	46	48
延べ配食数（食）	3,556	4,163	4,087	4,300	4,300	4,550

(7) 生活管理指導員派遣事業

おおむね65歳以上で日常生活に何らかの生活支援が必要な、ひとり暮らしの高齢者の居宅に家事及び日常生活の基本的な支援や指導を行う生活管理指導員を派遣し、高齢者の自立支援を図るサービスです。住民や介護事業者等へ周知を図り、高齢者の在宅生活の向上を推進します。

区分	実績値（R5は見込値）			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
延べ回数（回）	0	0	0	2	2	2

(8) 生活支援ショートステイ事業

おおむね65歳以上の高齢者の同居家族が入院等で一時的に同居生活ができなくなり、高齢者が一人では不安なときなどに養護老人ホーム等に短期入所し、生活を支援します。

区分	実績値（R5は見込値）			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数（人）	1	0	2	1	1	1
延べ回数（回）	2	0	2	2	2	2

(9) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業（町社会福祉協議会）

65歳以上の高齢者のみの世帯等で、寝具などの衛生管理が困難な方に寝具の洗濯、乾燥、消毒を行い、衛生的で快適な生活が送れるよう支援します。

区分	実績値（R5は見込値）			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数（人）	9	10	8	12	12	12
延べ回数（回）	21	15	14	25	25	25

(10) 訪問理美容サービス事業（町社会福祉協議会）

65歳以上の高齢者のみの世帯等で、理美容店に出向くことが困難な人の自宅に理美容師が出張して理髪を行います。衛生的で快適な生活が送れるよう助成券を交付し、支援します。

区分	実績値（R5は見込値）			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数（人）	7	10	5	10	13	15
延べ回数（回）	19	15	15	20	26	30

今後の方針

現在行っているサービスについては、より良いものとなるよう改善策の検討を進めるとともに、地域住民の互助による支援などの新たなサービスについても、地域住民を交えた協議の場等において今後検討していきます。

また、生活管理指導員派遣事業など利用が低調なサービスについて、対象者やサービス内容の変更など、利用しやすいものとなるよう、検討を進めていきます。

2. 安全・安心の暮らしづくり

(1) 高齢者等見守りネットワーク

高齢者等に対する地域の見守りを実施し、支援が必要な高齢者等を発見した場合に迅速に対応できる体制を構築することにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるように支援します。町が実施主体となり、民間事業所が協定により参加し、町、町社会福祉協議会、協力機関等と協力して高齢者等を見守ります。

現在、16事業者と協定を締結しています。高齢者等の自宅を訪問した際、何らかの異変を発見した場合に、町に連絡するとともに、事前登録した高齢者等の所在が分からなくなったときは、捜索等への協力を行います。

(2) 緊急通報体制事業

65歳以上のひとり暮らし、又は高齢者のみの世帯で日常生活に注意を要する方に緊急通報装置を設置し、緊急事態に対する不安の解消、生活サポートに対する各種相談サービス等を行います。

設置者から緊急連絡があった場合は消防署に通報し、生活サポートの相談等を受けた場合は、関係機関と連携を図り、適切な措置を講じます。

区分	実績値 (R5 は見込値)			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
設置台数 (人)	163	160	172	175	175	175

(3) 救急医療情報キット配布事業 (町社会福祉協議会)

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に救急医療情報キットを配布し、かかりつけの医療機関、持病、その他救急時に必要な情報を収納することにより、万一、自宅で倒れ救急隊員との会話が困難な場合でも速やかに救助ができるように備え、安全と安心の確保を目指します

区分	実績値 (R5 は見込値)			計画値		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
支給者数 (人)	616	595	623	630	640	650

今後の方針

高齢化の進展により、ひとり暮らし高齢者や高齢者だけで構成される世帯は、今後も増加すると見込まれます。

多くの人ができる限り住み慣れた地域で暮らしていただけるようにするため、「緊急通報体制事業」と「救急医療情報キット配布事業」を組み合わせ取り組めます。

3. 健康・生きがいづくり

(1) 健康づくり事業

① 健康診査・検診

生活習慣病を早期発見し、栄養や日常生活を見直すことで要介護状態にならないように高齢者の健康を維持できるように健康診査等を行います。

ア 特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者健康診査

生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に国民健康保険被保険者である40歳～74歳の方を対象に実施しています。特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な対象者に、「特定保健指導」（積極的支援、動機づけ支援）を行うことにより、対象者自らの健康増進及び生活習慣病予防を目指します。

区分		実績値（R5は見込値）		
		R3	R4	R5
特定健康診査（65歳以上）	対象者数（人）	2,442	2,299	2,212
	実施者数（人）	725	780	750
後期高齢者健康診査（75歳以上）	対象者数（人）	1,188	1,277	1,290
	実施者数（人）	363	396	292

イ がん検診

がんの早期発見、早期治療を目的に、がん検診を実施しています。

区分	実績値（R5は見込値）			目標値
	R3	R4	R5	R7
胃がん受診率（%）	4.9	5.0	4.6	25.0以上
子宮がん受診率（%）	6.7	8.1	7.1	25.0以上
肺がん受診率（%）	14.3	13.7	13.2	50.0以上
乳がん受診率（%）	10.6	12.2	12.2	25.0以上
大腸がん受診率（%）	13.6	13.1	12.7	25.0以上

※いずれも65歳以上。子宮・乳がん検診の受診率は、隔年受診となったことから2年分の受診者数を対象者数で除したものの

※R7の目標値は「田布施町健康増進計画」における目標値。

② 保健と介護予防の一体的実施事業

サロンや介護予防教室など、高齢者が参加する集いの場に保健師が訪問し、健康づくり・介護予防に対する適切な情報提供や高齢者の健康の維持・増進を図ることを目的とした健康教育を実施します。併せて、地域住民が気軽に相談ができる場の創出に努めます。

また、長期間受診等を行っていないなど健康状態が不明な人について保健師等が個別訪問し、状況を把握するとともに、医療又は介護が必要な人に対して、適切なサービス提供につながるための支援を行います。

③ 健康相談

生活習慣病や運動・栄養について気軽に相談できる場として、保健師・管理栄養士が毎月1回高齢者いきいき館で個別相談を実施しています。

また、高齢者のうつ・閉じこもりの相談に対応するために、こころの相談を月1回高齢者いきいき館で実施しています。

第7章 第9期介護保険事業計画

1. 認定者数及びサービス利用者数の推計

(1) 要介護（要支援）認定者数の推計

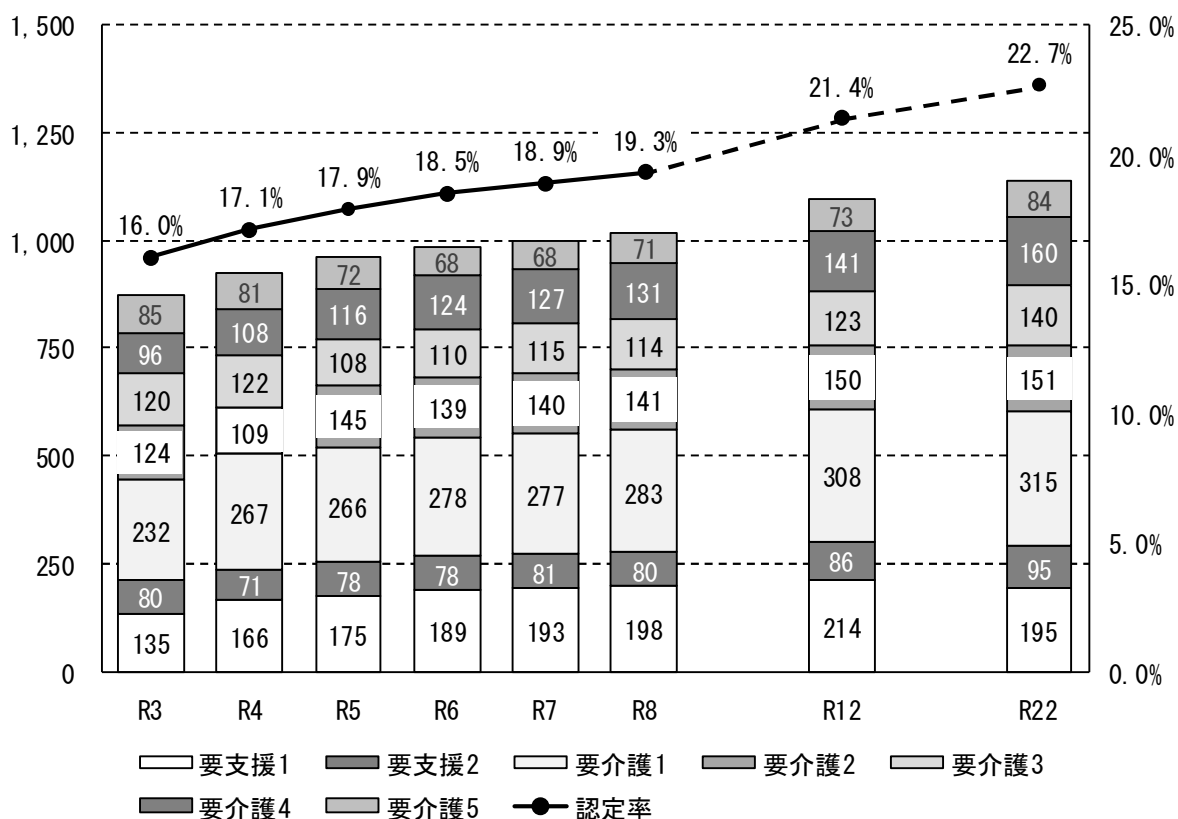
令和3年度から令和5年度までの性別・年齢階層別・介護度別の認定率を用いて、令和22年（2040年）までの要介護（要支援）認定者数を自然推計した上で、自立支援・重度化防止に係る施策展開や「住民主体の集いの場」等の介護予防事業等による抑制効果を考慮した、要介護（要支援）認定者数の見込みは下表のとおりです。

推計では、令和8年度の認定者数は1,018人、令和12年度に1,095人となると見込み、いわゆる団塊ジュニアが65歳以上となる令和22年度（2040年度）には1,140人まで増加すると見込んでいます。

【注】表中の数値は、小数点第2位以下を四捨五入。令和5年度の数値は実績見込み。

単位：人

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
認定者数	872	924	960	986	1,001	1,018	1,095	1,140
認定率	16.0%	17.1%	17.9%	18.5%	18.9%	19.3%	21.4%	22.7%
うち後期高齢者数	782	826	875	902	921	939	1,022	1,072
後期高齢者割合	89.7%	89.4%	91.1%	91.5%	92.0%	92.2%	93.3%	94.0%



(2) 施設・居住系サービス利用者数の推計

居住系サービス（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）は増加傾向にあります。これは町内に新規事業所が開設されたことや近隣市町の提供事業所の増などによるものです。

施設サービス（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）は、全体的に減少傾向となっています。これは、コロナ禍の影響により入所者とその家族の面会が困難になったため、利用が敬遠されたのではないかと考えています。

しかしながら、少子高齢化の更なる進展や高齢独居世帯及び高齢者のみ世帯は今後も増加すると推計されること、コロナウイルスの5類移行により面会制限が緩和されること等、需要が増加すると見込まれること等から、利用者数を下表のとおり推計しました。

施設・居住系サービス利用者数

単位：人／月

区 分		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居住系	特定施設入居者生活介護	9	10	16	17	18	19
	認知症対応型共同生活介護	37	39	46	48	50	51
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	1	1	1	1
施設	介護老人福祉施設	82	74	66	68	71	74
	介護老人保健施設	89	85	75	77	79	85
	介護医療院	32	33	36	37	39	41
	介護療養型医療施設	1	1	0	0	0	0
合 計		251	243	240	248	258	271

(3) 在宅サービス対象者数の推計

要介護認定者数から、施設・居住系サービスの利用者数を減じて在宅サービス対象者数を推計すると、下表のとおりとなります。

在宅サービス対象者数

単位：人

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
対象者数	621	681	720	738	743	747

2. 在宅サービスの見込み

サービスの種類別利用者数とサービス必要量については、認定者の将来推計、サービスの整備状況、各サービスの利用率を踏まえて推計を行いました。

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問して、入浴、排せつ等の身体介助や調理等の家事援助といった、日常生活上の介護や援助を行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	99	112	107	111	113	116
	サービス利用量（回／月）	1,789	2,164	2,075	2,132	2,170	2,221

(2) 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

入浴設備を備えた車（入浴車）で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の家庭を訪問して、入浴を介助します。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	2	3	7	9	9	10
	サービス利用量（回／月）	6	9	30	43	43	47
予防	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0
	サービス利用量（回／月）	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護、介護予防訪問看護

通院困難な利用者に対して、訪問看護ステーション等の看護師、理学療法士、作業療法士等が家庭を訪問し、主治医と連絡を取りながら療養上の管理を行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	39	39	36	37	37	39
	サービス利用量（回／月）	387	335	328	313	313	329
予防	利用者数（人／月）	10	10	14	14	15	15
	サービス利用量（回／月）	76	65	82	81	87	87

(4) 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士等が家庭を訪問して、心身の機能の回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション等を行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	7	7	9	10	10	10
	サービス利用量（回／月）	79	84	126	136	134	134
予防	利用者数（人／月）	5	4	3	3	3	3
	サービス利用量（回／月）	61	41	40	38	36	36

(5) 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が定期的に家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	45	51	60	60	62	65
予防	利用者数（人／月）	2	2	2	2	2	2

(6) 通所介護（デイサービス）

介護施設等に通い、生活指導や日常動作訓練、健康チェック、入浴・給食サービスなどを行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	168	168	164	164	165	167
	サービス利用量（回／月）	2,085	1,911	1,852	1,724	1,695	1,712

(7) 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設、医療施設等に通い、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	49	56	67	73	73	76
	サービス利用量（回／月）	408	442	508	529	533	553
予防	利用者数（人／月）	21	26	32	36	36	36

(8) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（特養ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の短期入所施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の介護、機能訓練を行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	24	23	33	33	36	37
	サービス利用量（日／月）	205	208	341	343	369	381
予防	利用者数（人／月）	3	3	7	7	8	8
	サービス利用量（日／月）	24	23	45	42	47	47

(9) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（老健等ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	4	4	1	1	1	2
	サービス利用量（日／月）	28	27	15	14	14	14
予防	利用者数（人／月）	1	1	0	0	0	0
	サービス利用量（日／月）	1	2	0	0	0	0

(10) 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練、および療養上の介護を行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	9	10	16	17	18	19
予防	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0

(11) 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

日常生活の便宜を図るため、福祉用具のレンタルを行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	199	217	228	233	238	241
予防	利用者数（人／月）	68	76	84	94	98	100

(12) 特定介護福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

レンタルになじまない用具（例えば入浴または排せつに用いる福祉用具等）を利用者が購入したときに、その費用から自己負担額を控除した額を償還払いで支給します。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	4	3	5	5	5	5
予防	利用者数（人／月）	2	1	3	3	3	3

(13) 住宅改修、介護予防住宅改修

日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に対して、その費用から自己負担額を控除した額を償還払いで支給することにより、在宅の介護を支援します。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	3	2	2	2	2	2
予防	利用者数（人／月）	2	2	5	5	5	5

(14) 居宅介護支援、介護予防支援

居宅介護支援は、介護支援専門員が在宅で介護を受ける人の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供事業者との連絡調整等を行います。

介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターが介護予防サービス計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	335	345	344	336	334	340
予防	利用者数（人／月）	88	95	116	125	131	131

3. 地域密着型サービスの見込み

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにする観点から、日常生活圏域内にサービス提供の拠点を確保するサービスです。町が事業者の指定及び指導・監督を行い、原則として町民のみが利用できます。

サービスの種類別利用者数とサービス必要量については、認定者の将来推計、サービスの整備状況、各サービスの利用率を踏まえて見込んでいます。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者宅を定期的な巡回訪問や随時通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の援助を行います。また、医師の指示により、看護師等が療養上の介護又は診療の補助を行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	3	2	2	2	2	2

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間を含めた24時間を安心して生活できることを目的に、要介護者宅を定期的な巡回訪問や随時通報により訪問し、在宅でのケアを行います。

本サービスについては、利用対象者が300人程度（人口規模20万～30万人規模）いなければ事業が成り立たないと想定されており、本地域では参入事業者が見込めないことから今回の計画期間中の事業量は見込んでいません。

(3) 地域密着型通所介護

小規模のデイサービスセンター（定員18人以下）に通い、生活指導や日常動作訓練、健康チェック、入浴・給食サービスなどを行います。少人数で生活圏域に密着したサービスを行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	65	68	71	71	72	72
	サービス利用量（回／月）	644	629	643	623	645	645

(4) 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度の記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態にある要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護及びその他の日常生活上の援助や機能訓練を行います。

本サービスについては、平成27年度（2015年度）末に事業所が廃止され、参入事業者が見込めないことから今回の計画期間中の事業量は見込んでいません。

(5) 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

在宅における生活の継続支援を目的に、施設への通いを中心として、要介護者の希望に応じて、随時、訪問や泊りを組み合わせて日常生活上のケアを行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	1	7	25	27	28	28
予防	利用者数（人／月）	0	1	0	0	0	0

(6) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある要介護者が、5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排せつ等の日常生活の支援や機能訓練を受けます。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	37	39	46	48	50	51
予防	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者とその配偶者に限定されている定員29人以下の有料老人ホームに入所している利用者に対してケアを行います。

本サービスについては、新規の参入事業者が見込めないことから今回の計画期間中の事業量は見込んでいません。

(8) 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して食事、入浴、排せつ等の日常生活上の介護や療養上の世話を行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	1	1	1	1	1	1

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

要介護者に対して、訪問看護、小規模多機能型居宅介護及び訪問介護等を組み合わせて一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	0	1	0	2	2	2

4. 施設サービスの見込み

施設サービスは、24時間介護を必要とするなど、在宅での生活が困難な要介護者を対象としたサービスです。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症などにより、常時介護が必要で自宅での介護が困難である要介護3以上の人が入所し、食事や入浴、排せつ等の日常生活に必要な介護を行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	82	74	66	68	71	74

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

在宅への復帰を目標として、要介護者を対象にリハビリテーションや介護・看護を中心とした医療ケアと日常生活の支援を行います。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	89	85	75	77	79	85

(3) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な人が入所し、療養上の管理、看護、医学的な管理下の介護や機能訓練等の必要な医療を行います。

令和6年（2024年）3月末までに、介護老人保健施設や介護医療院等に転換等をする事になっています。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	1	1	0	-	-	-

(4) 介護医療院

日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。今回の計画では、国が実施した調査の集計結果に基づき、推計しています。

区分	項目	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護	利用者数（人／月）	32	33	36	37	39	41

5. 介護保険事業の算定

令和6年度～8年度の介護保険事業に係る給付費の見込みは、以下の積算により算出され、介護報酬改定を反映した今回の計画期間のサービス給付に必要な総額（総費用から自己負担額を除いた公費負担部分）は4,836,823千円になります。

サービス給付費 総額（C）	標準給付費（A）	総給付費（介護給付費＋予防給付費）（ア）＋（イ）
		特定入所者介護サービス費 高額介護サービス費 高額医療合算介護サービス費等給付額 算定対象審査支払手数料
		地域支援事業費（B）

（1）介護給付費

単位：千円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス				
訪問介護	77,244	76,038	77,430	79,073
訪問入浴介護	4,440	6,327	6,336	7,039
訪問看護	15,643	15,421	15,441	16,266
訪問リハビリテーション	4,502	4,944	4,904	4,904
居宅療養管理指導	3,835	3,837	3,952	4,147
通所介護	179,167	168,712	166,869	168,824
通所リハビリテーション	52,245	55,307	55,896	58,443
短期入所生活介護	31,744	31,902	34,767	36,120
短期入所療養介護（老健）	2,139	2,109	2,111	2,111
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
福祉用具貸与	37,521	38,293	39,445	40,194
特定福祉用具購入費	1,513	1,513	1,513	1,513
住宅改修費	1,945	1,945	1,945	1,945
特定施設入居者生活介護	33,102	35,549	37,797	39,778
居宅介護支援	57,759	57,253	57,141	58,207
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,364	2,397	2,400	2,400
地域密着型通所介護	58,375	57,368	60,074	60,176
小規模多機能型居宅介護	47,529	51,278	54,065	54,065
認知症対応型共同生活介護	142,752	149,192	155,724	159,099
介護老人福祉施設入所者生活介護	3,614	3,665	3,669	3,669
看護小規模多機能型居宅介護	0	7,449	7,459	7,459
施設サービス				
介護老人福祉施設	194,339	202,643	211,780	220,661
介護老人保健施設	226,755	237,328	243,856	261,822
介護医療院	137,675	142,560	149,627	157,383
介護給付費計・・・（ア）	1,316,201	1,353,030	1,394,201	1,445,298

(2) 予防給付費

単位：千円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,279	3,302	3,516	3,516
介護予防訪問リハビリテーション	1,293	1,225	1,181	1,181
介護予防居宅療養管理指導	60	61	61	61
介護予防通所リハビリテーション	11,077	12,267	12,283	12,035
介護予防短期入所生活介護	3,513	3,326	3,688	3,688
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,358	5,996	6,251	6,379
特定介護予防福祉用具購入費	1,093	1,093	1,093	1,093
介護予防住宅改修	4,804	4,804	4,804	4,804
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	6,296	6,880	7,220	7,220
介護予防給付費計・・・（イ）	36,772	38,954	40,097	39,977

(3) 標準給付費

単位：千円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費（ア＋イ）	1,352,972	1,391,984	1,434,298	1,485,275
特定入所者介護サービス費等給付額	25,320	37,598	38,208	38,846
高額介護サービス費等給付額	31,250	35,449	36,028	36,629
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,550	3,336	3,386	3,442
算定対象審査支払手数料	1,620	1,578	1,602	1,628
標準給付費・・・（A）	1,414,712	1,469,945	1,513,522	1,565,821
		3年間の合計		4,549,288

(4) 地域支援事業費

単位：千円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	44,953	48,774	49,254	49,734
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	21,856	22,741	22,741	22,741
包括的支援事業（社会保障充実分）	19,372	23,850	23,850	23,850
地域支援事業費・・・（B）	86,181	95,365	95,845	96,325
		3年間の合計		287,535

(5) サービス給付費総額

単位：千円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サービス給付に必要な総額（C）（A＋B）	1,500,903	1,565,310	1,609,367	1,662,146
		3年間の合計		4,836,823

6. 第1号被保険者の保険料の算定

(1) 保険給付費等の財源

介護保険サービスを利用する場合、原則として利用者はサービス利用料の1割（一定所得者以上は2割または3割）を負担し、残りの9割（8割または7割）は保険給付されます。給付費の財源は、基本的に50%が国・県・町の公費負担、残りの50%を第1号被保険者と第2号被保険者が負担します。

保険料の負担割合は、事業期間ごとに全国ベースの人口比率で決定され、今回の計画期間は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%と定められています。

	介護給付費		地域支援事業費	
	施設分	その他分	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業・任意事業等
国	15.00%	20.00%	20.00%	38.50%
国調整交付金	5.00%	5.00%	5.00%	
県	17.50%	12.50%	12.50%	19.25%
町	12.50%	12.50%	12.50%	19.25%
第1号被保険者	23.00%	23.00%	23.00%	23.00%
第2号被保険者	27.00%	27.00%	27.00%	

(2) 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付に必要な額を基に算定します。

本町の今回の計画期間におけるサービス給付に必要な総額は、「(5) サービス給付費総額」で算定したように、4,836,823千円です。この額に第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じ、「調整交付金相当額」、「調整交付金見込額」「調整交付金見込交付割合」を算出して、保険料収納必要額を算出します。

① サービス給付費総額 (C)	4,836,823 千円
② 第1号被保険者負担割合	23.00 %
③ ①×②	1,112,469 千円
④ 調整交付金相当額 (標準給付費の5%)	234,853 千円
⑤ 調整交付金見込額 (交付割合 : R6=5.95%、R7=5.89%、R8=5.94%)	259,723 千円
⑥ 市町村特別給付等	3,000 千円
⑦ 保険者機能強化推進交付金等交付見込額	10,000 千円
⑧ 準備基金取り崩し額	152,000 千円
保険料収納必要額 ③+④-⑤+⑥-⑦-⑧	928,599 千円

(3) 所得階級別加入者数の見込み

介護保険料の所得段階については、被保険者の負担能力に応じた設定が可能となっています。本町では、令和6年度以降標準となる13段階を採用することとしています。

所得段階	令和6年度		令和7年度		令和8年度		保険料の負担割合
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
第1段階	715	13.4%	710	13.4%	706	13.4%	0.455
第2段階	614	11.5%	610	11.5%	606	11.5%	0.685
第3段階	486	9.1%	482	9.1%	479	9.1%	0.690
第4段階	459	8.6%	456	8.6%	453	8.6%	0.900
第5段階	828	15.5%	822	15.5%	816	15.5%	1.000
第6段階	998	18.7%	991	18.7%	985	18.7%	1.200
第7段階	726	13.6%	721	13.6%	716	13.6%	1.300
第8段階	299	5.6%	297	5.6%	295	5.6%	1.500
第9段階	96	1.8%	95	1.8%	95	1.8%	1.700
第10段階	37	0.7%	37	0.7%	37	0.7%	1.900
第11段階	16	0.3%	16	0.3%	16	0.3%	2.100
第12段階	22	0.4%	21	0.4%	21	0.4%	2.300
第13段階	43	0.8%	42	0.8%	41	0.8%	2.400
合計	5,339	100.0%	5,300	100.0%	5,266	100.0%	

◎所得段階別加入割合補正後被保険者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
人数	5,333人	5,292人	5,258人	15,883人

※ 例えば、6年度の第1段階の所得階層別加入割合を補正した後の被保険者数は、
715人×0.455（保険料の負担割合）＝326人となります。

(4) 第1号被保険者介護保険料基準額の算定

算出した保険料収納必要額（928,599千円）に、これまでの実績により予定保険料収納率を99.0%と見込み、所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて、保険料基準額を算出します。

保険料収納必要額	÷	予定保険料収納率	÷	所得段階別加入割合補正後被保険者数	÷	保険料基準額
928,599千円		99.0%		15,883人		59,000円 (月額：4,921円)

(5) 所得段階別の保険料

第1号被保険者の介護保険料基準額の算定に伴い、所得段階別の年額保険料を次のように設定しました。なお、低所得者の負担軽減を図るため、第1段階から第3段階の保険料年額の一部については、公費により負担（国1/2、県1/4、町1/4）しています。

所得段階	対象となる人	負担割合	年額（円）	
			今期	（前期）
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢年金福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税 ・世帯全員が町民税非課税かつ前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下	0.455	26,800	(28,000)
第2段階	・世帯全員が町民税非課税かつ前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円超120万円以下	0.685	40,400	(42,000)
第3段階	・世帯全員が町民税非課税かつ前年の合計所得と課税年金収入の合計額が120万円超	0.690	40,700	(42,000)
第4段階	・世帯内に課税所得者がいるが、本人が町民税非課税かつ前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下	0.900	53,100	(50,400)
第5段階	・世帯内に課税所得者がいるが、本人が町民税非課税	1.000	59,000	(56,000)
第6段階	・前年の合計所得が120万円未満	1.200	70,800	(67,200)
第7段階	・前年の合計所得が210万円未満	1.300	76,700	(72,800)
第8段階	・前年の合計所得が320万円未満	1.500	88,500	(84,000)
第9段階	・前年の合計所得が420万円未満	1.700	100,300	(95,200)
第10段階	・前年の合計所得が520万円未満	1.900	112,100	(95,200)
第11段階	・前年の合計所得が620万円未満	2.100	123,900	(95,200)
第12段階	・前年の合計所得が720万円未満	2.300	135,700	(95,200)
第13段階	・前年の合計所得が720万円以上	2.400	141,600	(95,200)

7. 令和 12 年度（2030 年度）及び令和 22 年度（2040 年度）の推計

34 ページにも記載していますが、本町の要介護（要支援）認定者数は今後も緩やかに上昇していくと見込んでいます。これに伴い、介護保険給付費も一定程度増加する推計しています。

令和 12 年度及び令和 22 年度の保険料基準額は、制度改正や介護報酬改定等がなく、かつ、基金繰り入れ等が行われないと仮定した場合、令和 12 年度は年額 73,000 円（月額 6,100 円）程度、令和 22 年度は年額 82,000 円（月額 6,800 円）程度になると思われます。

第 8 章 計画の推進体制

1. 庁内体制

本町では、これまでも介護・福祉・医療・保健の関係部局による密接な連携のもとに高齢者施策を推進してきましたが、ニーズの多様化により、住環境や移動支援などの暮らしやすい地域づくりへの対応にも力を入れる必要があります。また、近年は地球温暖化の影響により災害が激甚化しており、さらには新型コロナウイルス感染症など新たな対応が迫られる課題も発生しています。

今後は、今までの関係部局との連携に加えて、災害や住宅、感染症の担当部門とも連携を深めていきます。

2. 協働による取組み

地域における高齢者の多様なニーズに対応し、地域生活を支援していくために、医療機関、町社会福祉協議会、介護サービス事業者、民生委員、自治会、老人クラブ、ボランティア団体等地域で活動する様々な団体等との協働により、高齢者施策を推進する体制づくりに努めます。

3. 計画の点検

今回の計画に基づく事業の実施や目標達成の状況については、毎年度高齢者保健福祉推進会議において報告し、その評価を行います。

その評価結果を基に P D C A サイクルによる検証と改善を継続的に行うものとします。

田布施町高齢者保健福祉推進会議設置要綱

(設置)

第1条 介護保険制度の円滑な導入・運営、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定並びにこれら計画の推進について、広く町民の意見を反映させるため、私的諮問機関として田布施町高齢者保健福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進会議は、次に掲げる者のうちから町長が選任した委員16名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 保健医療福祉団体の代表者その他関係団体の代表者
- (4) 行政機関の職員

(会長)

第3条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

(運営)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議の議長は、会長をもって充てる。

3 推進会議は、必要に応じて、関係職員に出席を求めてその意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(報償費)

第6条 町長は、第4条に規定する会議の出席者に対し、報償費を支給することができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第11号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日訓令第28号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に委嘱又は任命された委員等は、この訓令による改正後の各訓令の規定により選任されたものとする。

附 則（令和元年11月30日訓令第17号）

1 この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

2 令和元年度に選任する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

田布施町高齢者保健福祉会議委員名簿

役 職	氏 名	所属・選出母体
会 長	伊 村 涉	田布施町議会経済厚生委員長
会長職務代理者	川 添 俊 樹	副町長
委 員	新 谷 清	田布施町町医師クラブ
委 員	山 本 賢 秀	歯科医
委 員	谷 村 善 彦	田布施町議会経済厚生委員会副委員長
委 員	中 村 享 郎	町民生・児童委員協議会会長
委 員	大 村 茂 二	町社会福祉協議会副会長
委 員	今 津 邦 彦	町心身障害者協議会会長
委 員	松 田 初 一	町老人クラブ連合会会長
委 員	中 原 和 枝	町連合婦人会会長
委 員	正 地 陽 子	町ボランティア連絡協議会会長
委 員	吉 岡 知 子	町介護支援専門員連絡協議会会長
委 員	谷 仁 治	町健康づくり推進協議会会長
委 員	福 田 浩 二	町地域包括支援センター運営協議会会長
委 員	山 近 サチエ	柳井広域シルバー人材センター田布施事務所長
委 員	河 村 孝 子	町食生活改善推進協議会会長

計画策定の経緯

年月日	内 容
令和5年12月9日	第10次計画について 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果及び第10次計画の基本理念等について 他
令和6年2月1日	第10次計画について 計画期間中における介護保険事業及び高齢者支援事業の見込みについて 他
令和6年2月5日～2月26日	パブリックコメント実施
令和6年3月	第10次計画（最終案）について（書面会議）